
高低圧太陽光・風力発電設備の新增設申込時 におけるご提出書類の追加について

2019年12月
東北電力株式会社

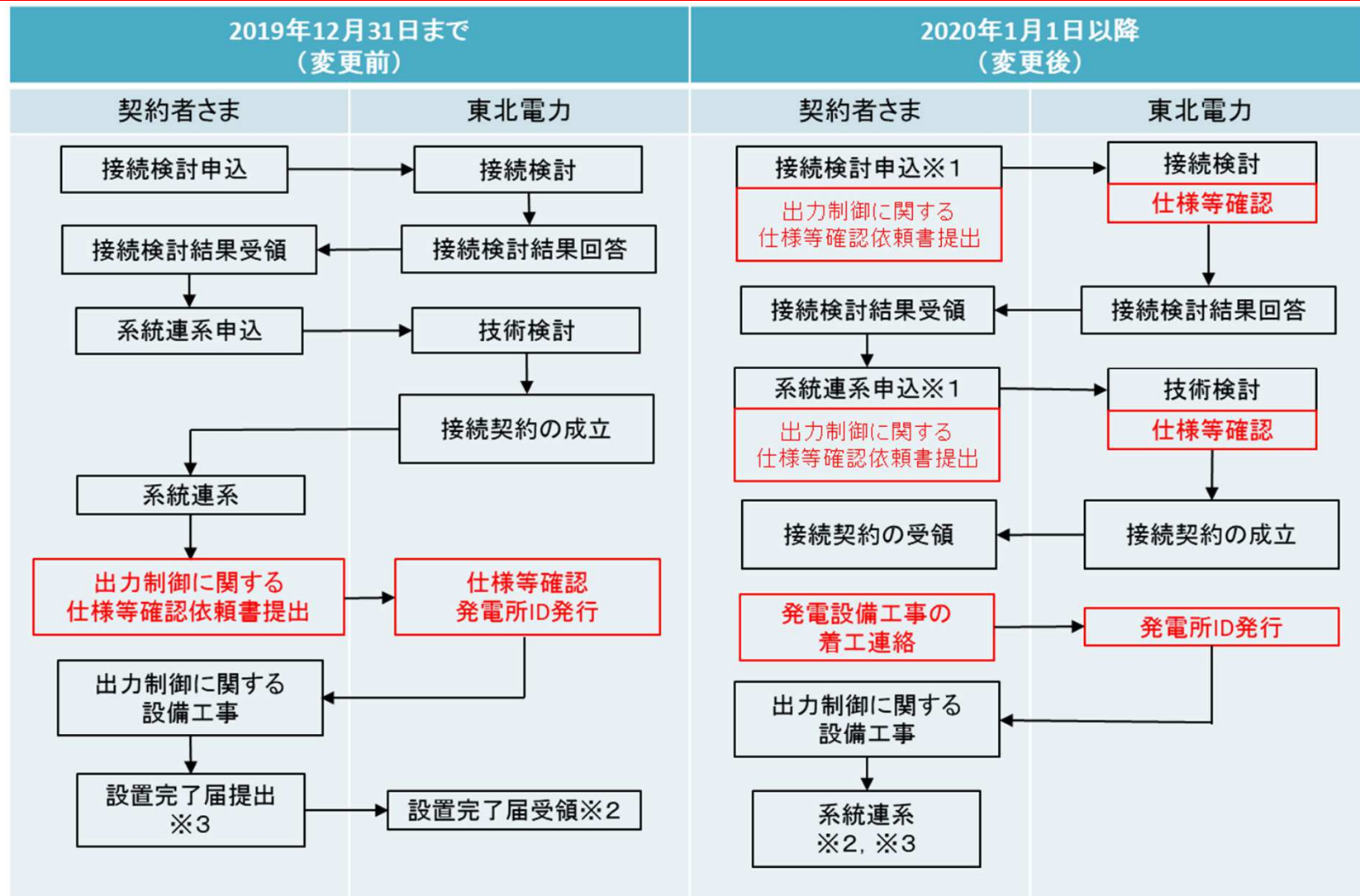
1.出力制御に係る事項の技術要件化（申込時の必須資料）

- ▶ 現在，連系済みの高低圧太陽光（10 kW以上）・風力発電設備に対して，出力制御に向けた準備をお願いしております。
- ▶ 2020年1月1日以降，高低圧太陽光（10 kW以上）・風力発電設備の新增設申込時に「出力制御に関する仕様等確認依頼書」のご提出を必須といたします。
- ▶ 「出力制御に関する仕様等確認依頼書」をご提出いただけない場合は，申込を受付できませんのでご注意ください。

※注意事項

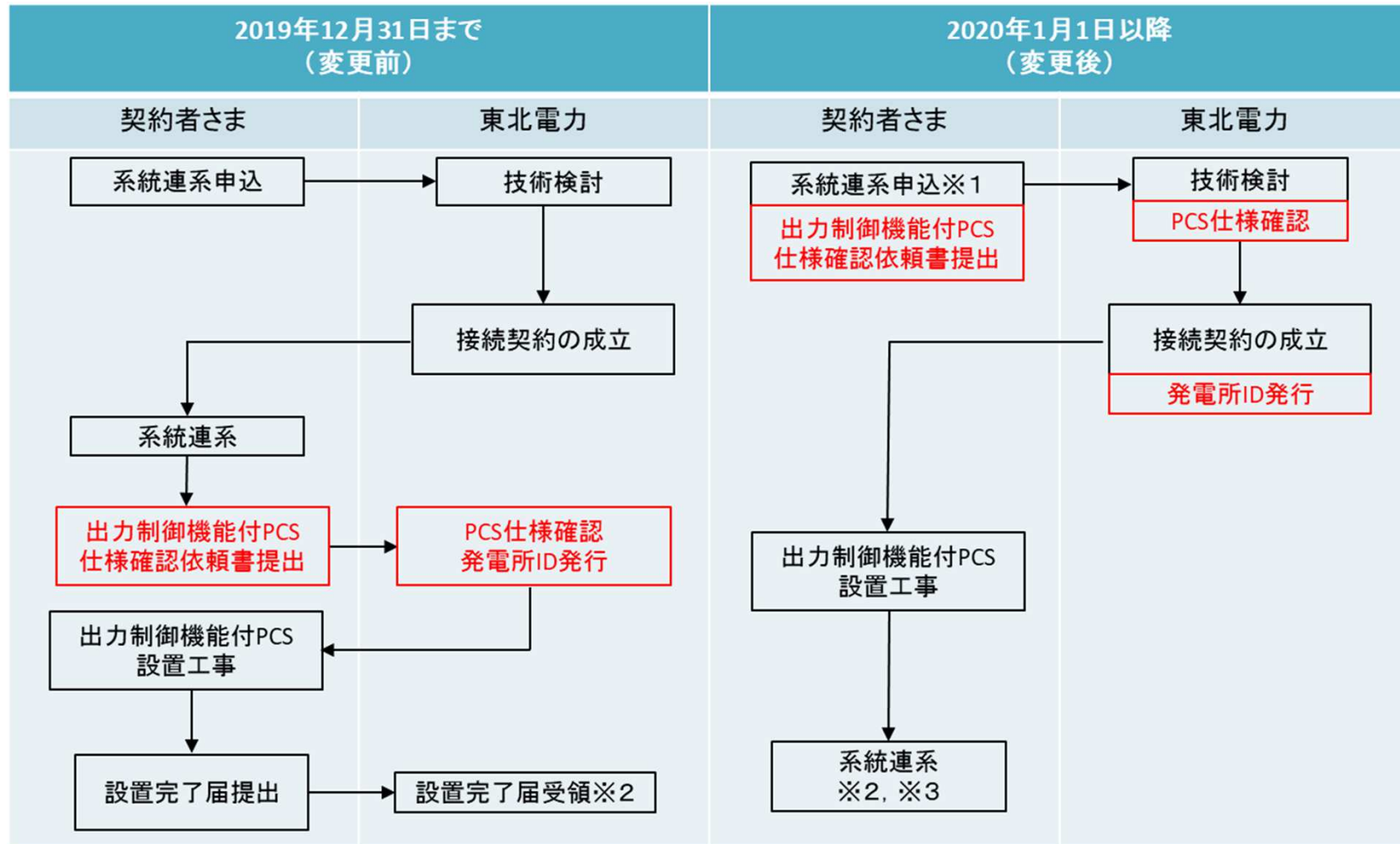
- ・家庭用太陽光発電等の10 kW未満についても，出力制御の対象ではありますが，10kW以上の出力制御後に行う優先的な取扱いとなります。
- ・10kW未満の発電設備に限り，当面「出力制御に関する仕様等確認依頼書」のご提出は必須といたしません。

2. 高圧（6 kV）連系の場合



- ※1 申込時に「出力制御に関する仕様等確認依頼書」を提出いただきます。
- ※2 設置完了もしくは系統連系後、当社にて発電所のサーバ接続状況を確認します。
- ※3 風力発電設備については、2021年3月末（一般社団法人日本風力発電協会さまとの協議済み）までに遠隔出力制御装置を設置してください。
遠隔出力制御装置を設置するまでの暫定的な対応として当社から前日に行う電話およびメールの内容に従い発電設備の停止もしくは制御操作を実施いただきます。

3. 低圧（10kW以上）連系の場合



- ※1 申込時に「出力制御に関する仕様等確認依頼書」を提出いただきます。
- ※2 設置完了もしくは系統連系後、当社にて発電所のサーバ接続状況を確認します。
- ※3 風力発電設備については、2021年3月末（一般社団法人日本小形風力発電協会さまとの協議済み）までに遠隔出力制御装置を設置してください。
遠隔出力制御装置を設置するまでの暫定的な対応として当社から前日に行う電話およびメールの内容に従い発電設備の停止もしくは制御操作を実施いただきます。

- ▶ 接続契約の成立後，当社から契約者さまへ「発電所 I D」を発行いたします。
- ▶ 当社が管理するサーバへアクセスし，出力制御スケジュールを取得するため，パワーコンディショナー（出力制御ユニット）に「発電所 I D」を登録する必要があります。
- ▶ 「発電所ID」の登録を行わない場合は，発電開始しませんのでご注意ください。